

国立大学法人東京外国語大学大学院 総合国際学研究所連携講座の運営に 関する内規

〔平成25年 7月24日〕
大学院総合国際学研究所規則第2号

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究所（以下「研究科」という。）が学外の研究所等の機関との間で締結した協定（以下「協定」という。）に基づき開設する講座（以下「連携講座」という。）を実施するにあたり、その運営方法について必要な事項を定める。

(運営委員会)

第2条 連携講座の円滑な運営を図るため連携講座運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、研究科長が研究科担当専任教員の中から指名した若干名による委員をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、研究科長が委員の中から指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 研究科長は委員又は委員長を指名した場合、研究科教授会に報告しなければならない。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協定の新規締結、更新及び改廃についての企画・立案に関する事項
- (2) 研究科が協定を締結した相手機関との連絡・調整等に関する事項
- (3) 連携講座を担当する講師との連絡・調整等に関する事項
- (4) 研究科各専攻、コース等担当教員との連絡・調整等に関する事項
- (5) その他研究科長が必要と認めた事項

(重要案件)

第5条 以下の案件については、次の各号に定めた手順に従い決定する。

- (1) 協定の新規締結・廃止に関しては、委員会が発議し、研究科教授会の承認に基づき、学長が決定する。
- (2) 協定の更新・改定に関しては、委員会が発議し、研究科教授会の承認に基づき、研究科長が決定する。
- (3) 連携講座を担当する講師の新規採用に関しては、委員会の発議に基づき、研究科教授会は審査委員会を設置する。研究科教授会は、審査委員会からの報告により、採用の可否を決定する。

(4) 連携講座に係る授業科目に関しては、委員会の発議に基づき、研究科企画運営会議において調整を行った上で、研究科長が決定する。

(庶務)

第6条 連携講座に関する庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

- 1 この内規は、平成25年7月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この内規施行後、最初に選出される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。